障害支援区分審査判定等に係る資料の提供申請のご案内

目　的

練馬区障害支援区分審査判定等資料の外部提供に関する事務取扱要綱の規定に基づき、相談支援事業者等へ障害支援区分認定等に係る資料を提供します。

この資料の利用範囲は、サービス等利用計画等の作成に限られます。

受付（受取）場所および時間

★受付（受取）

練馬区役所　西庁舎１階　障害者サービス調整担当課　障害審査係

★時間　平日の午前８時30分から午後５時15分まで

申請できる者(受取る方)

申請する事業者に所属する職員

申請の方法

（1）必要書類（①～④全て）

1. 障害支援区分審査判定等に係る資料提供申請書（受取人欄は記入しない）
2. 契約書の写し（契約内容報告書の写しでも可）
3. 障害支援区分審査判定等に係る資料の外部提供についての同意書
4. 申請者（受取人）確認書類：運転免許証・健康保険証など
5. 本人が身体上等の理由により③に自署できない場合は、その証明書類：障害者手帳の写しなど

（2）申請の流れ

1. 窓口で必要書類を提出してください。
2. 審査後、障害支援区分審査判定等資料(不)提供決定通知書(以下「決定通知書」)を郵送いたします。
3. 窓口にて、決定通知書および受取人確認書類を提示の上、申請書の受取人欄に受取日、受取人氏名を署名いただき、資料をお受け取りください。

罰　則

偽りその他不正の手段により、申請者もしくは本人になりすまして申請を行い、他人の個人情報を閲覧し、または取得した場合は、５万円以下の過料に処せられます。（練馬区個人情報保護条例第42条）

【問合せ先】練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害審査係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話 03-5984-2719（直通）